



NPO法人  
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2018  
6月号

DV・性暴力被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-222-5757

# 性暴力被害者を守る法整備をめざして

「DV・性暴力被害者によりそう支援」～サポーター養成連続講座Part 2.

「らいず」は、16年度に実施した「DV・性暴力被害者によりそう支援」サポーター養成連続講座に引き続き、17年12月3日と12月10日の2日間、「被害当事者中心の支援の輪を広げよう」との副題でPart 2.となる連続講座を水戸市福祉ボランティア会館ミオスで開催。2日間で延べ83人が参加し、被害当事者の声の重さを受け止めながら、法整備の重要性を再認識しました。



▲2日目の研修冒頭には、17年度に配偶者暴力相談支援センターを開設した水戸市子ども課より報告

「性犯罪は、“性暴力”という大きな円の中で、ごく小さな枠にしか当てはまりません」—16年2月、「らいず」が開催したDV・性暴力被害者支援講演会で、講師を務めた性暴力救援センター・大阪SACHICOの加藤治子さんが説明しました。そして、16年11月、12月に実施した「らいず」のサポーター養成連続講座でも、講師を務めた多くの医療・看護・心理の専門家が、見解を一つにして訴えました。

## 刑法定制以来初、性犯罪規定の改正が実現

16年5月、当時の野党5党が国会に提出した「性暴力被害者の支援に関する法律(案)」の成立が足踏みするなか、刑法の性犯罪に関わる規定の改正が、明治40年(1907年)に刑法が成立してから初めて、まさに110年振りに実現し、17年10月から施行されています。

この性犯罪規定改正により、「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」と変更。法定刑が3年から5年に引き上げられ、男性も被害の対象者となりました。さらに、「親告罪」規定が「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」から削除されました。また、親などの監護者が立場を利用して18歳未満の者に性的な行為をすれば、暴行や脅迫がなくても罰することができる「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」が新設されました。

「性犯罪≠性暴力」では決してないことから、今回の刑法改正で性暴力被害に苦しむ当事者の大多数が救済されるわけ

ではありません。それでも、3年ごとの見直し規定も含んだこの刑法改正が、性暴力被害者支援の流れに極めて大きな意味をもたらしたことは事実です。

この改正が実現した背景には、DV・性暴力被害者支援に先駆的に取り組んできた民間機関による議員への根強い働きかけ、被害体験について公に発言をはじめた性暴力被害当事者の勇気と覚悟がありました。当事者の声があれば、110年の刑法の歴史は動くことはありませんでした。

## 当事者に“よりそう”意味を自らに問い直す

17年12月に「らいず」が取り組んだサポーター養成連続講座Part 2.の講師、山本潤さん(=写真)は、幼少期から受けてきた実父からの性暴力によるフラッシュバックに、成人してから苦しむようになったと語ります。幼児期、児童期に性暴力被害を受けることが、その後の人生にどれほど深刻な影響をもたらすか—当事者の“壮絶”といえるほどの状況に、同一の経験をもちえない支援者は、どこまで“よりそう”ことができるのでしょうか。“よりそう”という言葉そのものが、おこがましき以外の何物も意味しない、という状況に陥ることもあることを、私たち支援者は常に意識し、それでも当事者とともに歩く、歩きたい、歩くことを認められる存在として、謙虚に学び続けることの大切さを痛感しました。

110年ぶりの刑法改正は、包括的な性暴力禁止法や性暴力被害者支援法制化への第一歩。地方からもどう声を繋げていくか—今回の改正を、被害当事者の傍らで法改革を後押しした若い世代のポジティブな手法にも学ぶべきことがあります。(坂場)



## 「らいず (RISE)」

R : Right (権利)  
I : Independence (自立)  
S : Share (分かち合い)  
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」では、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募集しています。詳しくは事務局まで!

## 「DV・性暴力被害者によりそう支援～被害当事者中心の支援の輪を広げよう」

17年12月3日と10日の2日間実施した連続講座Part 2の内容を、ここで抜粋の形で紹介します。

### ■ 1日目＝12月3日(日)

**講義1** 講師： 横田 千代子さん

#### ● 婦人保護施設の現場から～暴力被害を受けた女性たちによりそうとは

「売春防止法」と「DV防止法」を根拠法とする婦人保護施設は、全国に47カ所。婦人保護施設長を務める横田さんは、施設に入所してくる女性たちは、障がいや疾病など生きづらさを抱えていることが多く、社会的資源を必要としているにもかかわらず、アクセスできる社会的資源は不足している、と指摘。さらに、性暴力被害に遭っている人も多く、この状況は今も昔も変わりません。施設長という立場で長年にわたり女性保護の最前線で闘ってきた立場から、事例も交え現在の課題を話しました。

経済的貧困や暴力で居場所がなく性風俗に繋がってしまった例、児童期からの性暴力被害で自尊感情を失くし、人間関係が破綻、暴力がすべての解決手段になってしまった例、DV被害を受け続けたことによる精神疾患や、車いす生活になるほどの心身症状を引き起こした例などを話しました。想像を絶する暴力による影響があるのに、支援はまだ未整備な状態です。

性暴力は「生きることを奪う犯罪である」と断言します。支援にはチームによるアプローチが欠かせません。①心身の健康回復「あなたはあなたのままでいい」②自分らしい暮らしを取り戻す③性の自立など被害を客観的に処理できる学習④暴力からの脱却など問題解決のための支援⑤就労支援⑥退所後のアフターフォロー、など独自の支援体制確立に奔走する姿に心を打たれました。(中条)

**講義2** 講師： 木村 弓子さん

#### ● トラウマ・PTSDを抱える人々への支援～臨床心理の視点から

横浜YWCAカウンセラーの木村さんは、被害者の相談業務を行うために必要な知識を、臨床的視点から話しました。まず、急性期症状のひとつである解離症状とその対応を説明。解離とは、通常は統合されている意識、記憶、アイデンティティ、感覚の統合が崩壊してしまうこととし、無感覚や無感情、現実感の喪失などの症状となって現れます。トラウマティックな出来事を扱う相談場面で解離が起こる場合、普通の感覚に戻すことが必要になります。例えば、支援者が被害者の視界に入り名前を呼ぶこと、また冷たいタオルを当てることやストレッチを促すことが効果的と紹介しました。

次に説明したのは、危機介入の中のひとつとして、心理教育の重要性。被害者がトラウマ反応や解離症状について知ることにより、被害者が自身の状態を理解ができ、先の見通しを描くことができるようになります。

最後に触れたのは、面接中や同行中に相談者が被害者と親しさを増し、普段着の自分が表れることのリスク。被害者は、トラウマティックな出来事で退行し、その結果依存性・受動的な状態になったり、また感覚が混乱していることがあります。したがって、支援者側の言動が被害者に与える影響を考えながら支援することが必要であると説きました。(土居)



**講義3** 講師： 朝比奈 ミカさん (=写真)

#### ● DV・性暴力被害者の福祉的資源～地域での自立を支える

暴力被害や生きにくさを抱えた人たちの自立をサポートするには、社会に用意された福祉的資源をどう活用できるかがカギです。千葉県中核地域生活支援センターがじゅまる所長を務める朝比奈さんは長年、生活能力に不安がある人たちの相談・支援に携わる中で、DV・性暴力被害者との出会い、乗り越えてきた過程、支援の大切さを話しました。

暴力を受けて「逃げただけでは生活は立ちゆかない。孤立した環境で、子どもと一緒にどう中長期的な生活の立て直しができるか」と、生活保護制度、公的な年金制度や子どもにかかる児童手当、児童扶養手当など経済支援の活用法を説明。DV・虐待による抑圧された時間と生活の中で、感情のコントロール、コミュニケーション能力が損なわれていく、と指摘し、「新しい仲間をどうつくっていくか、これも支援に含まれることを知ってほしい」。発達障害の特徴と制度を解説し、「療育手帳、精神保健福祉手帳、それに障害基礎年金も発達障害の診断がつけば申請が可能だ」と使える制度を具体的に話しました。だが、いざとなると使える社会資源は限られ、高い壁が立ちほだかります。制度のはざまに置かれた人々を支援するため、創設された困窮者支援制度についても話し、困窮状態とともに、孤立の解消が支援のゴールになる、と関係分野との連携の重要性を強調しました。(三富)

### ■ 2日目＝12月10日(日)

**講義4** 講師： 中島 かおりさん (=写真)

#### ● 思いがけない妊娠に遭遇したときに～妊娠SOS東京の相談窓口から

「産めない」と感じる女性の気持ち、「産まなければいけない」と思い悩む女性の気持ち—中島さんらは、そのどちらも社会の問題と捉え、妊娠に遭遇した人の選択に、そのすべての「命」に付き添いたい、という思いで、2015年に助産師6人と社会福祉士1人で任意団体として立ち上げた妊娠SOS東京。現在は22人のメンバーで、携帯、SNSを駆使しながら機動力の高い支援活動を展開しています。

日本における人工妊娠中絶の件数そのものは減少傾向にあるものの、妊娠総数のうち人工妊娠中絶の割合は19%。20代未





## サポーター養成連続講座 Part 2.

満と40代後半にピークがあるのが特徴で、中絶する理由で最も多いのは「結婚していないから」。さらに統計が物語る厳しい現実—児童虐待死。その6割がゼロ歳児で、半数が生まれたその日に亡くなっています。その加害者の9割は母親で母子手帳未交付・医療不受診という現状。この背景には、思いがけない妊娠についての相談体制が全く整備されておらず、差別されたり不利益を被る現状があるため、友人にも相談できない状況がある、と分析。

だからこそ妊娠SOS東京は、若い世代と最も繋がりやすいメール、LINE、Twitterを相談ツールに導入。緊急時には携帯電話で24時間対応を可能にしています。面談から付き添い支援につなげ、医師、看護師、助産師、社会福祉士との連携で、当事者目線での支援に重点を置きます。相談できないまま出産、虐待死に至るような事例を1つでも減らし、それぞれが産む・産まない選択に後悔がないよう、当事者を中心に据えて周囲の社会資源につなぐ“ハブ”の役割を果たすことが使命と語りました。(坂場)

## 講義6 講師： 山本 潤さん

## ●暴力と生きることのリアル～被害からの回復のために

同意のない性的言動によって、性的自己決定権を発揮できなかった瞬間—これが性暴力です、と山本さん。性暴力被害者支援看護師(SANE)であり、Sprig(社団法人)の代表として、性暴力防止の活動を最前線で実践している一人です。

13歳から7年間、父から受けた性暴力。何も抵抗できずに早く終わればいい、我慢すれば、と無力になっていた自分。父から離れて被害は終わったが、その影響は長く深く続き、脅迫症状に襲われ、アルコール依存、制御できない性行動など支離滅裂な行動を繰り返すことになりました。性被害、中でも最も深刻なレイプ被害については15人に1人の女性が無理やりに性交された経験(2014年内閣府調査)を持つが、「1人でもいればそれは多すぎる」と強調。

残酷な性被害の現場を思い浮かべると、多くの人は乱れた衣服で泣き崩れる被害者の姿を想像しがちだが、現実には、加害者の豹変した大写しの顔、汗、匂いなどであり、その後襲ってくる警察、医師、さらに支援者から幾度も体験を話すことを求められるような二次被害。そして長く続く心身への影響。これらが性暴力と生きるリアルであることを話しました。回復への道のり、「私」を取り戻す力強いメッセージでした。(大家)

## ●パネルディスカッション●

## よりそう つながる 変える～被害当事者中心の支援の輪を茨城で

山本潤さん、陳央仁さん、加納尚美さんの3人が、茨城で被害当事者を中心に置いてどのような支援のネットワークが構築できるのか、現在あるリソース(資源)を活用しながら、どのようにネットワークを強化できるのかを話しました。最初に、龍ヶ崎済生会病院で産婦人科医療の現場を担いながら、若年者層の性に対する啓発活動に精力的に取り組む陳さんが、『性』教育はまさに『生』教育=生きていくための教育であると強調。実際に中高生対象の講座で使用しているスライドを提示しながら、その内容を紹介しました。

日本版SART(Sexual Assault Response Team、性暴力被害者対応チーム)を日本の看護の現場に取り入れる活動を牽引する県立医療大学看護学科長の加納さんは、日本版SART導入に向けた地域でのモデル研修を支えるチーム作りについて、ノウハウを蓄積する必要性を訴えました。その後、茨城でどのように支援の輪を広げていくか、SOSを発しようとする人に地域で何が出来るか、今まさに被害を受けている人に提供できる支援について、登壇者が話し合いました。

陳さん、山本さんは、子どもへの「性(生)」教育の重要性、そうした教育を可能とするための講演活動、とりわけ事実を伝えていく活動が非常に重要である、と指摘。性暴力の重要なターニングポイントは中学2年生前後、と解説。中学時期での予防教育の重要性を改めて共有しました。また、SARTのようなチーム作りには、今後コーディネートの役割を担う人材の育成も不可欠。地域社会の多様な職種・専門家たちがまずつながりあうことが第一歩との認識を強くしました。

(錦織)

## ◇サポート記録◇

水戸市補助事業であるホームフレンド派遣事業の前進「メンタル・フレンド派遣事業」で、A子さんが通信制高校に通っていた当時から、「らいず」との接点が始まりました。



母親がDV被害を逃れて、先に他県からきょうだいとともに水戸市に移り住み、落ち着いたところでA子さんも家族に合流、慣れない土地で生活を始めたときでした。

A子さん自身、DVの目撃による傷つきに長い間苦しんできましたが、常に年下のきょうだいのことを心にかけてきました。高校卒業後に、交際相手との間に子どもを授かりますが、婚姻には至らずシングルマザーとして子どもを育てることを決意。母親、祖母、きょうだいの力を借りながら、この世に生を受けた子どもを「自分のもとに舞い降りてくれた天使」として大切に育てられる環境に恵まれました。

## シングルマザーが子育てしながら美容師をめざす

将来子どもが大きくなったときに、自慢できるような母親になりたい。仕事に誇りをもって頑張る背中を子どもに見せたい、と美容室でアシスタントとして働きながら、通信制の美容学校に通い始めました。保育園に通う子どもは、時折生活状況を確認に自宅を訪問する「らいず」スタッフを、満面の笑みで出迎えます。親の愛情、周囲の愛情を受けて育つことがどれほど大切か、を痛感する瞬間です。

中学3年だった弟が、ホームフレンドとして派遣された学生のサポートを得ながら県内高校に進学。妹のもとに女子学生が通っています。それぞれの子供たちは、DVによって引き起こされた厳しい環境を生き抜き、未来を描くチャンスを等しく手にすることができる力を持っています。その力を応援するネットワーク、社会資源の一部になることの大切さを、「天使」の笑顔が教えてくれています。

美容師の道も厳しいことは明らかですが、A子さんの子どものまっすぐな思いと生き抜く力が、次のステージへと導いてくれることを確信しエールを送ります。(坂場)





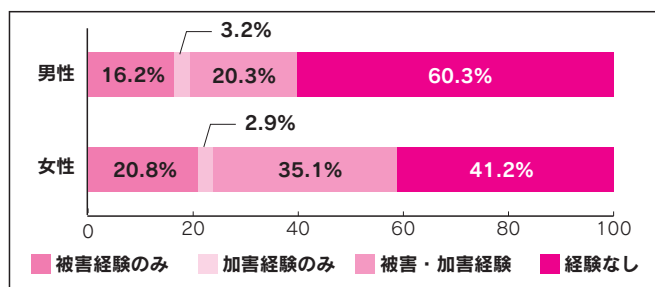


図3 男女別の被害と加害の経験

表1 デートDV被害時の気持ち (%) (複数回答)

気持ち	男性	女性
楽しい	14.8	8.4
ムカつく	29.6	48.2
悲しい	24.7	29.3
寂しい	7.4	12.6
怖い	12.3	30.9
恥ずかしい	4.9	8.9
戸惑う	17.3	33.5
我慢	22.2	26.2
あきれ	19.8	32.5
落ち込む	14.8	18.8
辛い	14.8	27.7
緊張	3.7	9.4
安心	7.4	12.6
驚き	8.6	20.9
悔しい	2.5	8.4
うれしい	9.9	9.9
愛されているから仕方ない	12.3	16.2

被害と加害の相関をみると、男女ともに「被害のみ」「加害のみ」の者より「被害と加害のどちらも経験」した者が多いことが分かりました(図3)。デートDV被害経験者に17の感情を提示し、その時の気持ちに近いものを全て選択してもらったところ(表1)、女性の約半数が相手に対して「ムカつく」と回答。次いで「戸惑う」や「あきれ」「怖い」の順。男性も同様に「ムカつく」を選択した割合が最も高く、言われたら言い返す、やられたらやり返す、という姿勢が「被害と加害のどちらも経験」している割合が高い結果につながっていると理解されました。また、男女ともに「楽しい」「うれしい」と捉えている者も1割程度いました。

暴力容認をみると、男性の85.6%、女性の91.7%が「暴力は決して許される行為ではない」と捉えていながら、「場合によって暴力は必要」「暴力は振るわれる方にも責任あり」と3割前後が考えている状況が確認されました(図4)。

聞き取り調査からは、「被害」という言葉は使われないものの、相手を言葉で傷つけたり、束縛する行為が高校生にとって身近である状況が浮き彫りになりました。冗談であれば「キモイ」などの言葉を使うし、言われた方が仲が良いと感じるという意見や、「死ぬ」といった言葉を相手と親しくなるほど使うという意見も。アンケートから見た加害認識と被害認識のズレの要因に、「冗談だから許される」「親しい関係だから問題ない」という一方通行の態度が影響していることが分かりました。今後の講座では、どこからがデートDVかグレーゾーンに意識を向けさせ、他者を尊重することを実感させる必要性を共有しました。(錦織)

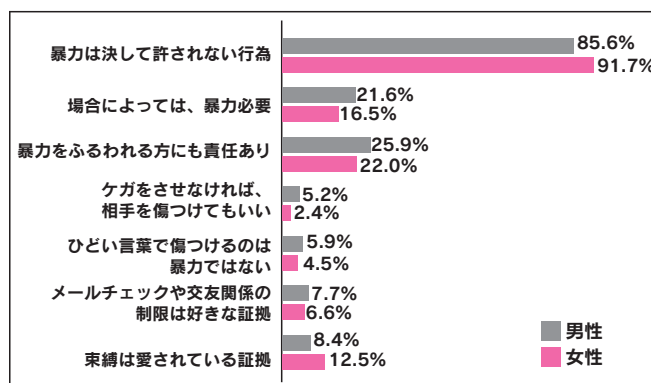


図4 暴力に対する認識 (複数回答)

研修交流会

デートDVと人権

～若者・子どもたちに伝えたいこと～

17年6月25日、「らいず」総会後に開催した研修交流会に、デートDV防止・啓発に先駆的に取り組む認定NPO法人エンパワメントかながわから、理事長の阿部真紀さんを講師に迎え、若者・子どもたちの心に届く暴力防止のメッセージ発信について、会場の参加者とともに考えました。=写真



04年にNPO法人として発足した「エンパワメントかながわ」は、子どもへの暴力防止(Child Assault Prevention=CAP)プログラムを柱に、「すべての子どもたちに、安心して、自信をもって、自由に生きる権利がある」ことを実感させる活動を展開。13年間に7400回のワークショップを提供し、27万人の子どものもとで大人が受講しました。

CAPの活動を展開するなかで「デートDV」という言葉に出合ったという阿部さんは、10代の子どものためにデートDVの防止プログラムを提供できれば、DVも虐待も減らしていけると確信。デートDV講座は「人権教育」と位置づけ、これまで約7万人の生徒に暴力に頼らない対等な関係性を築く大切さを伝えてきました。

「エンパワメントかながわ」の講座の特徴は、中学生、高校生、大学生と対象によって形式を変えること。高校ではクラス単位で、劇などを取り入れ生徒一人ひとりが参加できるワークショップ型を採用。生徒とあくまで対等な目線で学びの場を共有します。中学校では、発達段階に応じたワークブックを全員に配布。生徒が学びのポイントをワークブックに書き込みながら、主体的に学べる工夫を行っています。

「デートDV110番」は、11年に始まった全国初のデートDVに特化した電話相談。「それってデートDVなんじゃない？」というホームページの運営にも取り組みます。こうした実績をもとに、17年3月「デートDV防止全国ネットワーク」の設立を呼びかけ、デートDV防止に取り組む公的機関、民間組織をつなげる役割を果たしています。

クラウドファンディング、SNSの活用など若い世代に訴える知恵とパワー、そしてあくまで子どもたちとも対等な関係を貫く姿勢に学びの多い研修となりました。(坂場)

## 第20回全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 参加報告 (2017.9/30・10/1)

## No More Violence

第20回全国シェルターシンポジウムは、17年9月30日、10月1日、東京の文京シビックセンターをメイン会場に開きました。初日の基調講演は米国の弁護士オルガ・トゥルヒーヨさん。幼少期から性虐待被害を受けたオルガさんは、自己の体験をもとに、生き抜く手段としての解離、身近な人たちによる愛と援助、支援者にどのようなサポートを求めたいか、をサバイバーの視点から語りました。=写真

2日目は16の分科会で、性被害、虐待、DV、貧困、差別をめぐる討議しました。



## 基調講演

## 乗り越える力：当事者からみた暴力の影響とトラウマ

移民の家庭に生まれ、父親は英語が話せない、周りもほとんどがスペイン語、という閉鎖的な環境で育ったオルガさんは「助けを求めようにも言葉が通じない」。父親が母親をレイプする光景を目撃。日常的に父親から性虐待を受け、「それはお前のせいだ」と言われ続けました。

解離症状は、父親からレイプされ、パニックが起きた直後に体験。天井の隅っこから、自分を見下ろしている。とんでもない苦痛、心身の痛みから自分を守る手段としての解離。「解離することで、大きな恐怖から私を守ってくれた」。3歳のときに、父親からレイプされた感情が思い出され、「何度も再体験してきた」と語りました。

そんな恐怖に満ちた暮らしの中で、生き延びることができたのは「隣家のおばさんや小学校の先生が気遣い、声を掛けてくれたこと」。悲劇的な子ども時代を耐えるために、解離性同一性障害(DID)を発症。オルガさんはいま、国内外で警察官、裁判官など専門官、支援者らに講演、サバイバーとしての体験、支援のあり方を伝えています。

「らいず」の電話・面接相談を通して、幼少期から性暴力被害を受けた女性に出会います。オルガさんは「家族以外の人たちが私に示してくれた優しさ、繋がりが、生き延びることを可能にした。そのおかげで、私は自尊心、誇り、ユーモアを失わずにすんだ」と体験を話しました。(三富)

## 分科会報告

## ●議員フォーラム

司会に遠藤智子さん、コメンテーターとして戒能民江、島岡まなさんが登壇。議員席には自民、民進、共産、公明党から女性の衆参議員等5人が参加し、17年7月に実現した刑法の性犯罪規定改正について、質問書に各議員が回答する形で議論しました。

フランス刑法に詳しい大阪大学大学院の島岡まなさんは、刑法改正で実現しなかったことを明示し、①公訴時効 ②夫婦間レイプ ③暴行・脅迫要件の3点を、積み残した課題と指摘。「No means No」=同意のない性交はすべて性犯罪とする方向へ転換すべき、という意見に会場からも賛同の声。今後を目指す点として、①刑法性犯罪規定改正法3年後の見直しに向けた準備 ②包括的な性暴力禁止法の制定 ③憲法

案、政治における男女共同参画法案の成立、の3つが挙げられ、道のりが続く状況を共有しました。(坂場)

## ●デートDV

報告者は、「ウィメンズクリニックかみむら」の上村茂仁医師と、NPO法人子どもシェルターモモの青野雅世さん。上村さんは、休診日の木曜は1日3校でデートDV講座を実施。望まない妊娠で最も多いのがデートDVで、10代のクラミジア感染も目立っているとして、ネット上で提供されるデートDVの対処法は現実的でない指摘。本人同士が「幸せな二人」と認識し、DV行為も「君のため」と言われている被害者の多くが別れたいと思っていない現実。大切なのは、周りの人とつながり、安心できる居場所があることだ、と強調しました。

青野さんは、子どもシェルターの開所に携わり、施設責任者の立場からシェルターに入所する子どもたちの複雑な状況を説明。将来が描けず目の前の恋愛にしがみつ়事例もあると現状を。恋愛を否定せず、関係性を維持することが優先。シェルターに辿り着く前に周囲の大人たちにできることがあったはず、と問題提起しました。(坂場)

## ●シングルマザーと貧困

「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子さんは、日本のひとり親家庭の相対的貧困率は世界最悪の水準にあり、DVから避難した後も女性と子どもたちは、社会制度が不十分なため、移り住んだ地域社会でも困難を抱えながら生活しなければならない現状を説明。一人親家庭へのサポートは地域や周囲の支援も欠かせないとし、「ストレングス視点」に基づく支援(強みを発見できる支援)と安心・安全な場を広げられる応援をしていくことが大切だと指摘しました。

東京大学助教のキタ幸子さんは、DVの家庭にいて離別した子どもが、離婚後に親と面会することで、ひきこもりや抑うつ状態になるなど情緒や行動に問題が増えることが調査で明らかになったと報告。弁護士の打越さく良さんは「親子断絶防止法」に見る社会の家族幻想が追い打ちをかけている現状を説明し、個人に対する努力義務だけではなく、面会交流などについて国や地方公共団体がどうサポートすべきか、新たな課題と対応の必要性を提言しました。(雨貝)

## ●女性自立支援法(仮称)をめざして

DV、性暴力の被害女性の人権を擁護する活動をリードしてきた戒能民江、横田千代子、阿部郁子、松本周子さんがそれぞれの立場から、現行制度の問題点と女性自立支援法制定の必要性について発言しました。

婦人保護施設は、売春防止法を設置の根拠としていますが、現在の利用者の多くはDV被害など暴力被害者。売防法は、売春した女性への処分・更生を目的として制約・制限が多く、安全確保と自立支援というDV被害者の利用のニーズにあっていないと指摘。同伴する子どもたちの問題も、放置されたまま。制度はあり、利用者のニーズに則した運用ができない。さらに自治体によって運用が違うのが現状です。会場の支援団体からも、現在の女性支援事業では対応できない事例が報告されました。



## 第20回全国シェルターシンポジウム2017

すべての女性と子どもの人権が擁護される法律「女性自立支援法(仮称)」制定が必要との方向性を確認しました。(中条)

## ●ポルノ被害に特化した相談の困難性

ポルノ被害と性暴力を考える会(PAPS)が担当。アダルトビデオ(AV)制作の中での性暴力の実態と若い女性の被害の顕在化が報告されました。

「撮影会のモデル」などと称して募集し、面接で身分証明書のコピーをとり契約書にサインをさせる。その後AVと知り断ると、契約違反、違約金がかかると断ることができない状況に追い込み、無理やり出演させるという被害です。多くの被害者は苦しく、悲しく、誰にも話したくない、自分が悪かった、自業自得だ、恥ずかしいと思っている人が多いと説明。支援する側もAV業界の仕組みをよく知らず、経験値の蓄積がなければ支援は困難です。被害者の心の傷は深く、この問題に特化した長期の心理ケアや相談体制の必要性を感じます。現在行っている支援は応急処置で人間としての性的尊厳の回復の途上に過ぎません。(中条)

## ●外国籍のDV被害者支援

国籍を問わずに被害者はDV防止法の支援の対象となっていますが、外国籍のDV被害者支援を阻むさまざまな課題、なかでも、教育や就職の場においてDV被害と外国人という二重の負荷がかかることも多く、支援の困難さが増えています。

討議の中で、それは視点を変えると、外国籍という固有の問題だけでなく、日本の被害女性にも共通する事柄も多く見出されると指摘。外国籍の支援を介して明らかになったのは、急性期支援の対応はかなり効果はみられるが、継続、回復支援は十分に組み込まれていない、との実態でした。受容型相談から1歩進めて問題解決型、いわゆるソーシャルワークを含んだ相談対応を民・公を問わず急ぎ取り組むスキルの習得などの提案も。在日タイ、フィリピンの女性たちの現場からの声には説得力がありました。(大塚)

## ●サポートグループをやってみよう

NPO男女平等参画推進みなとなどが担当。最初に目的説明があり、暴力被害は自分だけでないこと、暴力の責任の所在は自分にはないことを理解し、暴力を否定すること。自分が持つ力に気づきその力を取り戻すことにある、と強調。グループの実践を通して、グループの成長と個人の成長がともに得られる効果があると特徴を紹介しました。

次に模擬グループによるロールプレイがあり、ファシリテータの役割として、「参加メンバーの気持ちや感じていることに敏感に反応する」や「共感的な行動をとる」の重要性を説明。行政、医療機関、民間機関など運営主体によって特徴に違いがでるものの、「安全性の確保」など当事者へのきめ細かな配慮が運営に不可欠と訴えました。参加者によるサポートグループ体験が披露され、効果的な運営方法について共通の理解を得ました。(仲山)

## ●トラウマと解離を理解する

トラウマは命の危険を感じた、これ以上耐えられない出来事に遭遇し、自身の能力で、その感情的経験を統合しきれなくなった状況で生じます。講師のオルガさんは「トラウマの反応は人間として自然な反応」と強調して、ストレスの脳に

対する影響、トラウマによる兆候と症状、解離を解説。ストレスによる通常の反応は、大脳皮質⇒扁桃体を通して感情的反応に至るのに対し、トラウマを経験した人は、大脳皮質を通らない新しい回路ができて、直接扁桃体に繋がってしまう。「そのため、コントロールしきれないストレスをいつも感じている」。

記憶の中での、父親によるレイプ被害は3歳のとき。映画のレイプシーンを31歳のときに見て、パニックの感覚と身体的な痛みがよみがえった、と説明。「精神科医に出会い、治療の中で、自分の症状を理解し、納得できるようになって、新たな自信に繋がった」。サバイバーが直面する複雑で、複合的な問題を、支援者は理解し、「安全な環境のもとで、トラウマの影響を語れる場を提供してほしい」と理解と協力を求めました。(三富)

## ●解離性同一性障害(DID)とは

基調講演をしたオルガさんが、「解離性同一性障害(DID)」をさらに掘り下げて解説。弁護士として仕事も順調に進んだと自覚しながらも、ある日突然起きたパニックによりDIDとの診断を受け、その後どう生き延びてきたか、を語りました。

精神科医師と信頼関係を築きながらの治療は困難な時もあったそう。担当医師は行き詰まるたびに新しいガイドを示し、催眠療法、アートセラピー、ヒーリングタッチや鍼治療、エクササイズなどオルガさんに合った治療を施していった結果、散り散りだった記憶の部屋が一つに統合され、自分自身をもっと知ることができるようになったと話します。DIDは適切な治療により管理できるようになること、そして周囲の人たちとの交流を持つことにより乗り越えられるものであると力強いメッセージを頂きました。(清水)

## 追悼

三富正雄さん(「らいず」会員)に  
心からの感謝を寄せて

人の命は誰もいつか終わりを迎えるもの—と分かっているが、それがあまりに突然に訪れると、「嘘でしょ!」「信じられない」という気持ちがぐぐえません。三富正雄さんとの別れも、11月1日、全く想像すらしていない状況で起きました。

ジャーナリストとして、DV・性暴力を含めた社会の問題を鋭く切り取る視線。その一方で「らいず」の活動を温厚な笑顔でいつも「下支え」してくださっていた、「らいず」にとってはまさに「なくてはならない存在」でした。

研修事業では必ずカメラを担当。温かな眼差しは、DV被害女性や子どもたちにも安心感を与える存在となっていました。毎年秋に、全国各地で開催される全国シェルターシンポジウムに必ず参加しシンポジウム報告の執筆を担当。プログラムの合間には、決まって「らいず」メンバーの集合写真を撮影されました。

三富正雄さん亡き後の穴を埋める作業は極めて至難ですが、ご心配を減らせるよう、これまでの活動の灯を守り、これからも歩むつもりです。(坂場)



9/30・10/1全国シェルターシンポジウムに参加したメンバーと

